

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No. 1
【根拠条文】 法第27条の25第1項
【提出先】 関東財務局長
【氏名又は名称】 株式会社東京共同会計事務所 代表取締役 内山隆太郎
【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号丸の内永楽ビルディング
【報告義務発生日】 2025年12月17日
【提出日】 2025年12月23日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】 1
【提出形態】 その他
【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	木村化工機株式会社
証券コード	6378
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(株式会社)
氏名又は名称	株式会社東京共同会計事務所
住所又は本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号丸の内永楽ビルディング
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

【法人の場合】

設立年月日	1995年2月7日
代表者氏名	内山 隆太郎
代表者役職	代表取締役
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別目的会社の財務・経理・総務にかかる業務の受託 ・特別目的会社に対する所在地・通信設備の提供 ・特別目的会社に対する経営管理者の派遣 ・特別目的会社が発行する有価証券・出資持分の取得・運用・売却 ・金融取引組成に関する助言 ・経営・財務・経理・総務に関するコンサルティング ・情報収集・情報処理ならびに情報提供サービス ・書籍・雑誌の出版 ・人材育成のためのセミナー開催 ・前各号に付帯する一切の業務

【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京共同会計事務所 フィナンシャル・ソリューション部 瀬野尚子
電話番号	03-5219-8639

(2)【保有目的】

信託契約に基づき投資権限を有するもの

(3) 【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			1,278,703
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等(株・口)	A	-	H
新株予約権付社債券(株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	O	P	Q 1,278,703
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (O+P+Q-R-S)	T		1,278,703
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (2025年12月17日現在)	V	20,600,000
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V) × 100)		6.21
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.12

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
2025年12月9日	普通株式	82,400	0.40	市場内	取得	
2025年12月10日	普通株式	178,000	0.86	市場内	取得	
2025年12月11日	普通株式	54,300	0.26	市場内	取得	

2025年12月12日	普通株式	55,500	0.27	市場内	取得	
2025年12月15日	普通株式	38,300	0.19	市場内	取得	
2025年12月16日	普通株式	35,800	0.17	市場内	取得	
2025年12月17日	普通株式	40,800	0.20	市場内	取得	

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

当該株式は、委託者である木村化工機株式会社、受託者である三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行）および当初の信託管理人との間で締結された2016年12月16日付株式取得管理交付信託（特定金外信託）契約（契約番号：15978-0001）（その後の変更を含み、以下「信託契約」といいます。）における信託財産となります。2021年11月1日付で本報告の提出者である株式会社東京共同会計事務所は信託管理人に選任され、同日付で就任しております。

なお、信託契約において、信託管理人は、受益者のため、信託契約に従い信託財産に属する会社株式の売却指図を行う権限（投資権限）を与えられているため、法第27条の23第3項第2号の該当者となります。

また、当該株式については、信託契約において受益者に対し、委託者が定めた株式交付規程の定めに従い、算出される数量又は立会取引による売却後の当該株式に代わる金銭の交付が予定されております。

(7) 【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額 (W) (千円)	
借入金額計 (X) (千円)	
その他金額計 (Y) (千円)	1,114,835
上記 (Y) の内訳	信託契約に基づく信託財産
取得資金合計 (千円) (W+X+Y)	1,114,835

処分した株式に係る取得資金は、処分前の1株あたりの取得価格（平均）を算出し、当該価格に売却した株券の数を乗じた金額を差し引いている。

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)

【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地